

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区城南島2丁目4番6号

氏名 KCS株式会社

代表取締役 北里 浩一郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

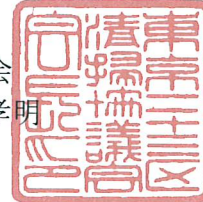
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和2年2月17日

目黒区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 山崎 孝明



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設

4 作業場所 目黒区の区域内

5 許可期間 平成31年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）として取消しの訴えの提起をすることができます。